平成２１年（フ）第６０号
福岡県飯塚市鯰田688番地
債務者　池永　雅男
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第８７号
福岡県飯塚市椿613番地１　カメリアグランデⅠ107号、前住所福岡県飯塚市潤野1195番地２
債務者　大野あずみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第８８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居109番地
債務者　髙木　清子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字木月2458番地２
債務者　永嶋賢太郎
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字木月2458番地２
債務者　永嶋　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第６６号
福岡県直方市大字頓野2162番地３
債務者　杉島ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第６１９号
北九州市八幡西区幸神４丁目７番10―304号
債務者　西本　和美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２１号
北九州市八幡西区市瀬１丁目10番58号
債務者　石丸　俊明
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６５６号
北九州市小倉南区下南方１丁目５番７号
債務者　神出　博文
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６６２号
北九州市八幡西区大字浅川689番地２
債務者　隠塚　　厚
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７３号
北九州市小倉南区北方２丁目18番25―102号
債務者　髙田　寛明
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７７号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番３―1003号
債務者　中澤　トク
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０３号
北九州市小倉北区片野５丁目３番15―301号
債務者　吉田きくみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１６号
北九州市門司区東門司２丁目15番11号
債務者　所　　伸行
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８９号
福岡県田川市大字弓削田527番地37
債務者　小島　勇輝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２０年（フ）第１５５号
佐賀県唐津市北波多田中671番地３
債務者　古藤美佐子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第６８号
佐賀県唐津市西唐津３丁目6439番地１　パーソナルマンション201号
債務者　田中　元晴
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２４０号
大分市横田１丁目８番16号　サンライズハイツ大在303
債務者　郷　喜代美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係